

令和5年4月7日

提案書

こども家庭庁母子保健課（旧厚生労働省母子保健課）

課長 山本 圭子 殿

(公)日本産科婦人科学会

理事長 木村 正

同臨床倫理監理委員会委員長 三上幹男

同 鈴木 直

記

以下の組織を内閣府あるいは省庁内に設置することを提案いたします。

うまれてくるこどものための医療に関わる「生命倫理について審議・監理・運営する公的プラットフォーム」（公的なサポートを受け医療関係者と患者家族、女性、社会が共同して設立する常置審議会）

理由

- 将来うまれてくるこどものための医療は、生命科学の発展を基盤に長足の進歩を遂げました。生殖補助医療、着床前検査、出生前検査、などがこれに相当します。
- これらの医療によって、生殖器、配偶子（精子・卵子）、受精卵の授受や、それらの遺伝情報、胎児の遺伝情報などを直接的・間接的に調べる、選択する、場合によっては改変することが可能となりました。この医療はうまれてくるこどもの健康・家族/血縁関係・社会のあり方に甚大な影響を及ぼす可能性を持っています。
- この可能性に対する技術的あるいは生命倫理的な審議はこれまで日本産科婦人科学会が中心となり行ってきました。
- これらの医療の監理運用、すなわち審議に基づく規制、行うことができる施設の認定や、医療を受けた患者の登録も日本産科婦人科学会が行ってきました。
- しかし、この医療の実践者である産婦人科医中心の集団が審議・監理運用を行う事は不自然であり、近年の急速な技術の進歩、国民意識の多彩な変化を反映できなくなっています。
- また、日本産科婦人科学会が監理運用を行う限り、会員以外には何の効力も及びません。
- これまで、国はこのような医療に関する審議・監理運用には直接関与せず、厚生労働審議会、等の形でテーマ別に審議し、答申を出してきました。その答申では法整備が必要である事項と公的な監理運用を行うべき事項が指摘されてきました。その両者の必要性については司法を含む多方面から指摘され認識されてきましたが、長年にわたり法的整備はなされず、その答申を実際に監理運用する組織もなく、まったく実効性はありませんでした。
- 生殖医療の提供等及びこれにより出生した親子関係に関する民法の特例に関する法律（令和2年法律第76号；2022/12/4成立、2022/12/11公布）の第4条には、国の責務として「①基本理念を踏ま

え、生殖補助医療の適切な提供等を確保するための施策を総合的に策定・実施、② ①の施策の策定・実施に当たっては、生命倫理に配慮するとともに、国民の理解を得るよう努める」と記されています。

- よって、内閣府あるいは省庁内に標記常置審議会を置き、テーマごとの分科会で議論を行い、その決定事項の遵守を医療界全体に求めるための監理運用委員会を常置し、継続的な議論と国民的合意のもとで本邦における「うまれてくるこどものための医療」を展開すべき、と考えます。
- 標記の常置審議会、分科会は、医療関係学会、ELSI 分野の有識者、障害者福祉の関係者、患者当事者団体、女性、社会を代表する幅広い関係者で構成され、さらに公的な府あるいは省庁も参画する会議体と考えます。
- 多くの国民の声を聴きながら議論を継続する常置審議会と、その結論を運用する監理運用委員会のもとで、「将来うまれてくるこどものための医療」が多くの方へ適切な形で提供されることは、本邦の少子化という危機的状況下の大きな問題への解決策の一つになると考えます。

上記組織の設置を是非とも実現してくださるよう、よろしくお願い申し上げます。